

様式第3

会 議 録

会 議 名	令和2年度第2回野田市環境審議会							
議題及び議題毎の公開または非公開の別	1 次期環境基本計画（素案）について							
日 時	令和2年10月2日（金） （書面審議を行った日）							
出席委員氏名	委員長 菊池喜昭 委員 鍛冶利幸、鈴木隆一、島田ゆかり、舘岡誠、横山幸男、上口清彦、添野博、山中啓司							
議 事	第2回野田市環境審議会の開催は、新型コロナウイルス感染症対策のため、書面による審議としました。							
	【発 送 日】令和2年9月16日（水）							
	【回答締切日】令和2年10月2日（金）							
	<table border="1"> <tr> <td>意見あり</td> <td>意見なし</td> <td>未回答</td> </tr> <tr> <td>5名</td> <td>4名</td> <td>5名</td> </tr> </table>			意見あり	意見なし	未回答	5名	4名
意見あり	意見なし	未回答						
5名	4名	5名						
	<p>議題1 野田市環境基本計画素案に対して書面により意見を受ける。</p> <p>【委員からの意見】</p> <p>(1) 菊池委員長 章ごとの整合性、語句の表現、誤った表現の修正、用語集においては、追加を求めるもの。</p> <p>⇒ 菊池委員長からの御意見のとおり、修正を行う。</p> <p>(2) 山中委員</p>							

①資料 2 1 ページ 「まめバス」中、運航経費→運行経費では。

⇒ 山中委員の御意見のとおり、修正を行う。

②資料 2 3 ページ ③光化学オキシダント文末～被害者の報告はありませ ん。となっている。

⇒ 山中委員の御意見のとおり、修正を行う。

③ 2 1 ページ (7) 公園・緑地

公園の面積や箇所数、1人当たりの面積等の推移のグラフを入れた方がよい。スポーツ公園は都市公園の位置付けになっていると思うが、櫛コースの面積に入れると1人当たりの面積が増え実態と異なってしまふ(理由:市民が誰でもいつでも自由に利用できない特殊な公園なので除く、無理な場合は櫛コースの面積含みとして表記する。)

⇒ 千葉県の考え方としては、スポーツ公園は都市公園の位置付けとなっていることから、当市でも同様に取り扱っております。また本計画においては、公園の設置数を目標として掲げていないことから、掲載は行わない考えとさせていただきます。

④ 2 5 ページ ③光化学オキシダント

グラフ解釈中※長期的評価方法～2日以上連続していないこと 句読点「。」が漏れている。

⇒ 山中委員の御意見のとおり、修正を行う。

⑤ 2 6 ページ (2) 水質 ①河川・排水路の水質状況  
合併処理浄化槽は何基ぐらい設置されているのか

⇒ 市では把握していないため不明です。

千葉県作成の「千葉県における汚水処理施設の整備計画」令和6年度目標での野田市の浄化槽設置数（合併・単独等の記載はない）は、22,628基になっております。

⑥30ページ（3）騒音・振動 掲載写真について、市内の幹線道路として入れたと思うが、道路騒音を測定している写真に入れ替えたかどうか。写真の意図が不明です。

⇒ 山中委員の御意見のとおり、修正を行う。

⑥39ページ（9）エネルギー再生可能エネルギー（太陽光発電）

野田市では、「住宅用省エネルギー設備（太陽光）」補助金制度が有るので、その制度を記述した方が良い。また、補助金の推移のグラフを入れた方が良い。

⇒ 御意見について、住宅用太陽光発電施設についての取組については追加いたしました。しかしながら、住宅用太陽光発電施設の助成金については、県の予算の範囲内で市が補助を行うことから、件数の推移はグラフ化に向かないと考えております。

⑦39ページ（10）地球温暖化

電気は平成28年度比で144.5%増となっている。その原因として火力発電所の稼働による排出係数の増加などによりと記載されているが、使用量が増えることが原因では。～以下中略～一部の地方自治体では、特色を生かし風力、バイオマス、水力、太陽光発電等に力を入れているところもある。これらの電力を導入し再生エネルギーで相殺又は削減してはどうか。また、校舎屋上、未利用地（市有地）に太陽光発電を設置して地方自治体である野田市から脱炭素社会を全国に発信すべきと考える。

⇒ 使用料の増加については、平成29年度の連続した酷暑や小中学校のエアコン導入によるもので御意見のとおり使用量が増加したものです。

太陽光発電については、小中学校14校に民間事業者に太陽光の屋根貸しを行っております。北・南コミュニティセンター、木間ヶ瀬・東部公民館では、太陽光パネルやリチウムイオン蓄電池を設置し、災害や停電時も電力が利用できるようにしているところです。

さらに、環境省の進める脱炭素化社会の実現に向けたゼロ・カーボンシティ宣言を野田市が加盟する「廃棄物と環境を考える協議会」で7月29日に宣言を行ったところです。具体的な取り組みについては、今後「第4次野田市温暖化対策実行計画」において位置付けしていきたいと考えております。

⑧41ページ(11) 自然環境 ③植物 ミドリシジミの幼虫の食草とあり誤りではないと思うが、木本の場合は食樹とした方が適正ではないか。

⇒ 三重県総合博物館等公的機関のホームページでの解説には「食草」とありますので、このままの記載にしたいと考えます。

⑨56ページ◇特定外来種◇

市民への周知と駆除していく必要があります。を追加したらいかがか。

⇒ 山中委員の御意見のとおり、修正を行う。

⑩57ページ環境施策の展開方向

◇公害苦情件数の減少に向けた指導の徹底を「指導や規制の徹底」としたらいかがか。

⇒ 公害については、特定作業によるものは法律や条例で基準等により規制されているので、ここで指導や規制とすることは、いかがなものかと思えます。若しくは「規制の順守に向けた指導」ではいかがでしょうか。取りあえず原文のままとさせていただきます。

⑪ 58 ページ◇◇地域環境◇◇ ◎地域環境の現状 冬期湛<sup>たん</sup>水水田には、様々な水生生物や昆虫が戻ってきています。とあるが、どのような水生生物や昆虫がいたのですか。

⇒ 平成31年2月に実施した冬期湛<sup>たん</sup>水水田等生き物モニタリング調査（日本生態系協会）では、対象9か所でイトミミズ、ヌマエビ、スジエビ、イトトンボ科のヤゴが生息していました。

⑫ 66 ページ里山の自然空間とある・・・は不要。また「ボランティア団体と市が協働して管理運営・・・」とあるが、（中略）[協働]とは、しばしば市と市民の協働とか、自然活動団体との協働とあるが、現状では市に下請的な存在しかないと考えています。ただ単に草刈りを相方で行っているのは協働とは言えない。市がこのような計画中に記載するとき、どのように定義しているのか教えてもらいたい。市によっては、市民との協働についてきちっとした条例、要綱等を持っている。

⇒ 御質問につきましては、野田市総合計画における基本方針において、多様化し続ける市民ニーズに的確に対応するためには、市政への積極的な市民の参加や協働によるまちづくりが必要です。協働は住民、企業、行政などが各々の目的の実現に当たり、共通する取組や事業について対等な立場で役割や責任などを分担し、協力して推進することと

書かれておりますが、条例等により定義付けはしていない  
ところでは。

⑬ 6 7 ページ N P O 等の市民活動団体○「三ツ堀里山自然園」  
の管理運営を実施します。が削除されている。

⇒ 誤って削除してしまったものです。山中委員の御意見の  
とおり、修正を行う。

⑭ 6 9 ページ○特定外来生物について、種類、生態、防除方  
法についての情報を市報やホームページ等を通じて住民への  
啓発を行います。とあるが、市民の多くはオオキンケイギク  
は「特定外来生物法」で規制されていることも知らずに庭で  
大切にされている人もいます。簡単に駆除できなくても5月末に実  
施される一斉清掃日にごみばかりか舗道、道路沿いに有る物  
を抜き取る必要があるのではないかと、体験を通しての啓発に  
なると考えられます。市としても徹底的に周知してもらいた  
い。結実する前に取り除きビニール袋に入れ焼却処分する。

⇒自分の土地は自ら管理することが原則と考えます。しかし  
ながら綺麗な花という認識をされていることが考えられます  
ので、オオキンケイギクについての紹介、処理・処分につ  
いて周知を進めたいと考えております。

⑮ 8 3 ページ◇◇具体的な取り組み◇◇ 3 - 1 地球温暖化の  
防及び脱炭素化社会の実現に向けた取り組み

○脱炭素化社会の実現に向けて～（中略）第4次地球温暖  
化実行計画においてとあるが、野田市第4次地球温暖化対策  
実行計画ではないか。

⇒ 山中委員の御意見のとおり、修正を行う。

⑯ 8 4 ページ◇◇具体的な取り組み◇◇ 3 - 1 地球温暖化の  
防止及び脱炭素化社会の実現に向けた取り組み◇教育関係者

◇学校敷地内における省エネルギーの取り組みを行います。  
を学校敷地内における再生可能エネルギーに施設等を積極的に導入していきます。にしたらいかがか。

⇒ 山中委員の御意見のとおり、修正を行う。

⑰ 85 ページ◇◇具体的な取り組み◇◇

3-2 エネルギーの効率的利用の促進○雨水の有効活用や、  
雨水の地下浸透に努めますに関連しての意見提案

近年建築される個人住宅や建売住宅（以下要約）は敷地に対するコンクリートの面積の割合が多い場合があり、ヒートアイランド現象や豪雨時に地下に浸透せずに河川に流失してしまう。これらの対策のため、敷地面積に対する裸地面積の割合を確保するよう条例の制定をしたらいかがか。

⇒ 今回の意見を修正に反映することはできませんが、関係課に頂戴した御意見はお伝えしてあります。

⑱ 89 ページ◇◇具体的な取り組み◇◇ 4-1 大気環境の  
保全

○右折レーン設置可能な交差点を改良し、交通渋滞を解消し、  
温室効果ガスの排出を抑制します。を追加したらいかがか。

⇒ 右折レーンを設置するためには、車道幅員が少なくとも  
9 mは必要であり、それに加えて、歩道も確保されていなければなりません。よって、現状で条件に合うような交差点は極めて少ないと考えられ、計画に盛り込むことが現実的ではないと考えるため追加は行いません。

⑲ 4-2 水質環境の保全の挿絵について アイドリングストップの挿絵は 大気環境の保全に入れた方がいいと思う。

⇒ 山中委員の御意見のとおり、修正を行う。

	<p>(3) 上口委員</p> <p>① 1 ページSDGs について言及されています。P 2 国の取り組みでも言及しています。野田市としての「具体的な取り組み」については記載は今回基本計画に反映しないのでしょうか。</p> <p>⇒ 第7章の重点施策において記載しており、第4次地球温暖化実行計画策定に当たり、市の取り組みに加えて、市民や事業者に対する取り組みや啓発について検討します。(SDGs 及びゼロカーボンシティ(宣言)における目標の設定)としています。</p> <p>② 第2章のインデックス頁、写真の名称「梅郷駅前の景観」改め「梅郷駅東口の景観」</p> <p>⇒ 上口委員の御意見のとおり、修正を行う。</p> <p>③ 77 ページ教育関係者 ごみの排出は・・・は、アンダーバーか、削除バーか紛らわしい</p> <p>⇒ 削除になります。なお、菊池委員長から表現そのものについて御意見を頂戴し、内容そのものを変更しています。</p> <p>④ 87 ページ基本方向 BOD・CODの記載があります。CODについては、海洋に用いられることが通常と考えるが。</p> <p>⇒ 御意見のとおり、CODは一般的に沼、湖沼に用いられます。当市では小排水路の水質検査では、CODも行ってありますが、御意見のとおり一般的ではないことから、CODについては削除させていただきます。</p> <p>⑤ 4-2 水質環境の保全 公共下水道整備区域以外の区域</p>
--	--

(重複)においては、合併浄化槽を・・・市民には促しています。野田市所有の「みなし・単独浄化槽」は何基あるのでしょうか、そのみなし浄化槽は「合併処理浄化槽」に転換する計画はしているのでしょうか。市民に促すのは当然ですが、野田市所有の「みなし浄化槽の合併処理浄化槽」化もそれ以上に推進することが重要と考えますがいかがでしょうか。

⇒ 市の施設における単独浄化槽は、18基となっており、それぞれの部署で管理を行っているところです。施設そのものの管理をどうしても優先せざるを得ない状況から、現時点で合併処理浄化槽に転換する予定はありません。

#### (4) 添野委員

① 目次1 計画策定の背景(2) 国の取組を取り組みに修正してください。

⇒ 添野委員の御意見のとおり、修正を行う。

② 18ページ(4) 土地利用 地目別土地面積の円形図表の文字数字の表示は前回と同様に白抜き方式を踏襲した方がわかりやすいのではないかと存じます。

⇒ 添野委員の御意見のとおり、修正を行う。

③ 32ページ(5) 地盤沈下「用途別地下水利用状況」の表の平成27年度～平成30年度までの、下段：井戸水本数が入っていません。井戸本数を入れてください。

⇒ 表の下の注釈のとおり、平成27年度から公表されておられません。ただし表中に「-」の表示を追加いたしました。

④ 42ページ(11) 自然環境「野田市に主要なビオトー

プタイプと指標種」より表の文字が小さくて判別できません。表の向きを変えてA4版の全ページの表にさせていただくとよいのではと存じます。

⇒ 添野委員の御意見のとおり、修正を行う。

⑤ 57ページ生活環境の「問題点・課題」の末尾の文章が『「香害」や「化学物質過敏症」』となっていますが、「香害」は「公害」ではないかと存じます。

⇒ 柔軟剤や整髪料に含まれる香料によるを追加しました。

⑥ 63ページ(3) 資源の循環、効率化の進んだ社会の実現

7行目が「さらに小中学校の道德等のカリキ⑧ラムにおいて・・・」となっておりますが、「カリキ⑧ラム」は「カリキュラム」ではないかと存じます。

⇒ 添野委員の御意見のとおり、修正を行う。

#### (5) 横山委員

市の責務として、ごみの減量化、資源化を促進するための目標計画、脱炭素化、自然共生、大気や水などの環境保全、資源循環のために市は市の施策を実施するに当たっては市民の意見を尊重して良好な環境の保全及び創造に努めなければならない。事業者の責務としては、事業者は自らの活動が環境に影響を与えている立場を自覚し環境汚染の防止並びに良好な環境の保全及び創造に努め市の規制及び指導を遵守するとともに市の環境施策に積極的に協力しなければならない。市民の責務は、市民は良好な環境の保全及び創造に主体的に取り組み自らの生活行動が環境を損なうことのないよう努めるとともに市の環境施策の推進に積極的に参画し協力しなければならない。

	<p>⇒ 第1章 計画策定の基本的事項（7）本計画に取り組む各主体とその役割 10ページ（改正案14、15ページ） ◇◇市の役割◇◇、◇◇事業者の役割◇◇、◇◇市民の役割◇◇における事項に該当すると考えます。</p>
--	--